

結婚新生活支援補助金のご案内

令和5年3月1日以後に結婚した新婚世帯に対し、
住宅の取得費用または賃借費用、引越し費用の一部を補助します。

【補助金額】

世帯所得が 500万円未満	夫婦ともに29歳以下	上限 60万円
	夫婦ともに39歳以下	上限 30万円
世帯所得が 500万円超 660万円未満	夫婦ともに29歳以下	上限 20万円
	夫婦ともに39歳以下	上限 10万円

【補助対象となる世帯】(①～⑧のすべてを満たすこと)

- ①令和5年3月1日から令和6年3月31日までの期間に婚姻届を提出し受理された夫婦。
- ②婚姻届を受理された日において夫婦ともに39歳以下である。
- ③世帯の合計所得が660万円未満である。
(貸与型の奨学金を返還している場合は、所得から奨学金年間返還額を除いて算出します。)
- ④取得または賃借した市内住宅に居住し、世帯全員がその住所で住民登録している。
- ⑤生活保護等の公的扶助を受けていない。
- ⑥世帯全員が前住所地を含めた市町村民税等の滞納がない。
- ⑦過去にこの補助金の交付を受けたことがない。(他の市町村での受給を含む。)
- ⑧暴力団員等ではない。

【その他の要件】

- <取得> 自らが居住するための住宅であり、結婚1年以内に契約したものである。
- <賃借> 公的賃貸住宅(市営住宅等)、社宅・官舎・社員寮等ではなく、家賃の滞納がない。
- <共通> 住宅のある地区で住民と協調ができる。
 3親等内の親族が所有する住宅ではない。

【対象経費】 令和5年4月1日以後に支払った次の費用が対象となります。*

- <取得> 結婚を機に住宅を取得した際の費用(建物に係る費用のみ対象)
- <賃借> 入居費用: 敷金、礼金、仲介手数料など
家賃(実質家賃負担額): 賃料(家賃および共益費)から住宅手当支給額を除いた額
(結婚後の同居以後のものが対象)
- <引越し> 引越し業者または運送業者に支払った費用

※令和5年度内に補助金額の上限額に達しない場合は、翌年度へ上限額まで継続することができます。
(結婚から1年以内に限る。)
この場合も令和6年3月31日まで(令和5年度中)に申込み(事業計画認定申請)が必要です。
裏面の【手続きの流れ】をご覧ください、不明な点は下記へご相談ください。

【問い合わせ】 大洲市移住・定住支援センター (大洲市役所 5階)
☎ 0893-57-9989 ✉ iju-teiju@city.ozu.ehime.jp

【手続きの流れ】

申請の提出期限は令和6年3月29日です。

①事業計画認定申請 【申請者】婚姻後3か月以内または令和6年3月31日のいずれか早い日まで
に次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定申請書（様式第1号）
- 事業計画書（別紙1-6）
- 承諾書（別紙2-5）
- 夫婦の記載のある戸籍謄本
- 夫婦の直近の所得証明書
- 世帯全員分の市税の未納がないことを示す証明書（納税証明書、完納証明書）
- 住宅手当支給証明書（別紙4）（給与所得のある世帯員全員分）
- <賃借> 賃貸借契約書の写し
 入居費用が分かる書類の写し（該当者のみ）
- <取得> 工事請負契約書または売買契約書の写し（住宅取得費用を示す書類）
- <該当者のみ> 奨学金返還額が分かる書類の写し（所得証明書の期間と同一期間分）
- その他市長が必要と認める書類

②認定通知書の交付 【市】提出書類等を確認し、認定通知を行います。

※認定通知は補助金の交付を決定したものではありません。

○大洲市移住・定住促進補助金事業計画認定通知書（様式第2号）を申請者へ通知

③経費の支払い等

事業の変更・中止の際は、手続きが必要です。お問い合わせください。

④補助金交付申請
（事業実績報告）

【申請者】期日までに次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金交付申請書（様式第9号）
- 事業実績書（別紙5-6）
- 誓約書（別紙6）
- <賃借> 入居費用、家賃の支払いを示す書類の写し
- <取得> 住宅取得費用の支払いを示す書類の写し
 取得した住宅の登記事項証明書の写し
- <引越し> 引越し費用の支払いを示す書類の写し
- その他市長が必要と認める書類

⑤交付決定通知書の交付 【市】提出書類等を確認し、交付決定を行います。

○大洲市移住・定住促進補助金交付決定通知書（様式第10号）を申請者へ通知

⑥請求

【申請者】次の書類を提出してください。

- 大洲市移住・定住促進補助金請求書（様式第11号）

⑦補助金の交付

【市】請求により、補助金を支払います。